

□生徒心得について

生徒は定時制教育の目的を自覚し、自己をよりよく見つめ、自分の可能性を伸ばし、自己実現に向かって努力すること。また命と人権を大切にし、他人思いやる心を育み、困難に負けないたくましい心を育て、相互に信頼し協力する人間関係を築き上げることを目指さなければならない。

(1) 礼儀・服装

外来者、教員、友人等への挨拶を心がけ、節度ある言葉遣い、態度を心がける。

- ①服装は常に清潔を保ち、時、場所等にふさわしい端正なものを着用し、体育時には体操服、実習時には実習服を着用すること。
- ②校舎内では、必ず学校指定の上履きを使用し、体育館では体育館シューズ、グラウンドでは運動靴、実習では靴を必ず使用すること。

(2) 学習

- ①授業時間を厳守し、授業は真剣に取り組まなければならない。
- ②授業には、教科書、筆記用具等の準備をしてのぞむこと。
- ③授業中に他に迷惑を掛ける行為（携帯電話の着信音・私語）や授業妨害をしないこと。
- ④自習時には所定の課題を学習し、他教室へ迷惑を掛けないこと。

<授業妨害>次の行為を授業妨害と見なす。

- ア 授業中教室内外で、みだりに大声、大音を発する。
- イ 授業中教室内外をみだりに立ち歩く。
- ウ 授業中教室内外でスマートフォン、携帯電話を使用する。
- エ 授業中教室内外で飲食をする。
- オ 授業中他教室に入ったり、外から呼び出しを掛けたりする。
- カ 部外者を学校に入れる。
- キ その他教科担任が授業を継続できないと判断する行為をする。

(3) 届出を要する事項

- ①欠席、遅刻、早退、中抜けについては、必ず担任に申し出、許可を得ること。
- ②事故ならびに学校感染症に感染した場合はすみやかに担任に届け出ること（身近な人の感染についても同様）。
- ③勤務先の都合による出張や研修で欠席する場合は、会社の証明を添えて、事前に届け出ること。（公欠扱いとなる）

(4) その他

- ①学校行事やクラブ活動には積極的に参加し、自己の可能性を見出すこと。
- ②他の人の立場を理解し、学校生活を充実したものにするよう努力すること。

□特別指導について

(1) 特別指導の対象となるものは、生徒の本分を逸脱し、下記の各号に該当するもの、及び生徒心得を大きく逸脱、または繰り返す者。

(2) 特別指導とは、懲戒（退学・停学・訓告）及び謹慎・訓戒とをいう。

① 勉学について

- ア 勉学に対する努力を怠り、成業の見込みのない者
- イ 正当な理由なく、出席が常でない者
- ウ 授業妨害を繰り返し、教師の指導に従わない者
- エ 考査において不正行為やその準備行為をした者

② 通学について

- ア 交通事故の加害者になった者
- イ 道路交通法に違反した者
(特に無免許運転・無免許運転^{ほうじょ}幫助・定員過剰運転および乗車)
- ウ 暴走行為ならびに迷惑運転をした者
- エ 無許可自動車（原付を含む）通学をした者

③ その他

- ア 他人に金銭はもとより物品等を強要したり、恐喝したりした者
- イ 他人に暴行を加えたり、傷害を加えたりした者
- ウ 学校の施設や備品等を故意に破損、汚損した者

- エ 校内並びに学校行事等において飲酒喫煙した者
- オ シンナー等、薬物を乱用したもの及び所持する者
- カ 凶器を校内に持ち込んだ者
- キ 教師に対し、暴行・暴言・^や擲^ゆ揄的行為をした者
- ク 教師の指導に素直に従わず、繰り返し問題行動を繰り返す者